

# 令和2年(2020年)第3回ニセコ町議会臨時会

令和2年(2020年)5月1日(金曜日)

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算

## ○出席議員(10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

## ○欠席議員(0名)

## ○出席説明員

町長	片山健也
副町長	林知己
総務課長	阿部信幸
企画環境課長	山本契太
商工観光課長	福村一広
総務係長	馬淵淳
財政係長	島崎貴義
教育長	菊地博

## ○出席事務局職員

事務局長	佐竹祐子
書記	中野秀美

開会 午前9時57分

◎開会の宣告

○議長（猪狩 一郎君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩 一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩 一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において7番、小松弘幸君、8番、高木直良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩 一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩 一郎君） 日程第3、諸般の報告をします。  
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、総務課長、阿部信幸君、企画環境課長、山本契太君、商工観光課長、福村一広君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、菊地博君、以上の諸君です。

◎日程第4 議案第1号

○議長（猪狩 一郎君） 日程第4、議案第1号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算を議題とします。  
提出者からの提案理由の説明を求めます。副町長、林知己君。  
○副町長（林 知己君） おはようございます。よろしく願いいたします。  
日程第4、議案第1号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。議案の1ページとなります。  
議案第1号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算、令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、

次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億1,766万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,162万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年5月1日提出、ニセコ町長片山健也。

次のページを開き下さい。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を、3ページに載せてございます。4ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。5ページの歳出をご覧ください。今回の補正額合計5億1,766万7,000円の財源については、国道支出金で5億1,690万円、一般財源で76万7,000円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたしますので、8ページをお開き下さい。2款総務費、1項総務管理費、22目新型コロナウイルス特別対策費では、新型コロナウイルスの感染症対策を強化するため、消毒用足マット117枚を既存予算で購入してございます。その内90枚は感染予防の普及啓発として、飲食品を取り扱う事業者に1枚配布し、残り27枚については公共施設用として役場や綺羅乃湯で既に活用しております。なお、消毒用マットを事業者に配布する際に、ご寄付頂いたマスク一箱35枚入りを合わせて配布しております。10節需用費の消耗品費76万7,000円では、その消毒用マットの購入費について既存予算で対応したことから補正するものでございます。次に、23目定額給付金事業費、こちらは「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が令和2年4月20日に閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うための特別定額給付金事業が実施されることになりました。これに伴いまして令和2年4月27日にニセコ町の住民基本台帳に記録されている方、お1人につき10万円の給付金が支給されます。それに伴い給付金と給付に係る事業費及び事務費を補正するものです。なお、本事業は10/10の補助となるため歳入歳出を同額補正いたします。2節給料では会計年度任用職給で398万2,000円。新型コロナウイルス特別対策費に係る事務や今後の経済対策等の事務に係る対応として、職員と共に新たに任用するフルタイムでの会計年度任用職員4名にて事務手続きを進めてまいります。新たに任用する会計年度任用職員4名については、今回の新型コロナウイルスの影響により雇用依頼のあった事業所などから採用いたします。なお新型コロナウイルス特別対策に係る事務室として、5月7日から議会のご協力を得て役場議員控室を事務室として作業を開始する予定となっております。3節の職員手当等の通勤手当では、フルタイム会計年度任用職員4人分で10万7,000円、時間外勤務手当ではフルタイム会計年度任用職員4人分と正職員の手当も含めて6か月分で337万9,000円の計上です。10節需用費の消耗品費では、コピー用紙や感染症対策用品等事務用品一式で62万1,000円。印刷製本費では封筒や記載例等の印刷で25万3,000円。11節役務費の通信運搬費では申請通知、決定通知、催促通知、返信用料金後納分、日本郵便のタウンメールによる各種告知3回分と電話料で103万3,000円の計上。広告料ではラジオニセコによる周知広告料で、1日3回週3日の14週分で69万3,000円。手数料では新聞折込み手数料3回分で1万7,000円。口座振替手数料では2,750世帯分1件100円の消費税で30万3,000円の計上となっております。13節使用料及び賃借料の複写機使用料では、カラー複写機、印刷機等の使用料で19万2,000円の計上。17節備品購入費の事務用備品では、文書管理用キャビネット2

台やその他備品で22万円の計上でございます。9ページになります。18節負担金補助及び交付金の北海道自治体情報システム協議会負担金については、給付金システム開発費で110万円の計上。次に、本体の定額給付金では10万円の対象見込5,050人で5億500万円の計上となっております。

続いて、歳入について6ページをお開き下さい。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金 1節総務管理費補助金の特定定額給付金事業費補助金5億1,690万円については、歳出で予算計上しました給付金と給付に係る事務経費に充当いたします。7ページになります。20款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金において、歳入歳出予算の収支均衡を図るための76万7,000円の計上でございます。なお、給付金交付に係る今後のスケジュールにつきましては、各世帯に郵送による通知は連休明け5月8日を予定し、11日から受付を開始いたします。返信用封筒を同封しますので、郵送による申請とマイナンバーカードによるオンラインによる受付を基本として行いますが、相談や、やむを得ない場合の申請の受付は役場窓口で行います。申請内容を確認して決定通知も順次行いますが、給付金の振込みは毎週水曜日迄の決定者について翌週火曜日に振込みを行いますので、予定では最初の振込み日は19日火曜日で、毎週火曜日に振込みを継続して行く予定です。また、銀行口座の無い方には現金給付で対応致します。なお、最終の申請締め切りは3か月後の8月10日を予定しています。

失礼いたします。1点訂正をさせていただきます。6ページ、歳入の15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の中で、私、特定定額給付金事業費と申しましたが、この記載のとおり特別定額給付金事業費補助金5億1,690万円の誤りでございますので訂正をさせていただきます。

説明は以上ですが、本補正予算に係る歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みについては、別冊の補正予算資料No.1をご覧くださいと思います。

議案第1号については以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（猪狩 一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、10時25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時22分

○議長（猪狩 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第1号、令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

高木議員。

○8番（高木 直良君） 8番、高木です。3点ほどお聞きしたいと思います。1点目は先程のご説明で、90店舗の飲食業のお店に消毒用の足マットを配ったということと、それに合わせて寄付を受けたマスクをお配りしたということですが、足マットの効果というのは靴裏を除菌するということだと思いますが、今回のコロナ感染の主な要因は飛沫感染だと思う。そういう意味ではマットも

一つの考え方かもしれませんが、直接的にはやはりマスクと思うんです。マスクが足りないということでご寄付があったり、あるいは手作りマスクをそれぞれ工夫してやられているということから考えまして、たとえば考え方としてすでに各施設へは補正予算でのマスクが配られていると思いますが、町民のなかでどうしてもマスクが買えないという現象がいまだに起きていると思います。それに対応する町民向けのマスクを直接購入する、そしてご希望のある方についてはぜひ使ってくださいというような形で対応というのができなかったのか、できないのかということです。それから、報道されておりましたように、ルピシアさんから2万枚のマスクの寄付もあったということですが、今後の使用方法、どこにどなたに配布するかという計画があれば、合わせてお聞きしたいと思います。これが1点。2点目はこれから手続きのために郵送をして、その中に記載例も入れるというお話があったと思います。記載例はニセコ町独自で作るものなのか、私はネットで記載例を見たのですが、これが非常に見にくいと言いますか、1枚の中に書き込む形のもので記載例も書かれており、非常に文字が小さい。A4シートの中にたくさん書いてある。たとえば本人を証明するコピーが必要とか、口座の番号と名前が分かるところをコピーしてつけるというのがある。ところが但し書きがあって、今まで町の関係で税や水道料金等の支払い口座を持っていて、それと同じものであればコピーはいりませんと書いてあります。それがよくよく見ないと小さくて気づかないかもしれないと思ったんです。特に私も含めて高齢者ですけれども、文字が小さくて読み切れない方もいらっしゃるので、もし記載例を郵送するのであれば、ニセコ方式でうんと分かりやすく書けるような工夫があるのではないかと思いますので、記載例の同封にあたってはぜひニセコ方式の分かりやすい記載例にしていただきたいというのが希望としてあります。その辺についてのお考えを聞きたいと思います。それから、たとえば窓口でもいいですということですが、どうしても口座がない方とか、窓口で受付をして現金で受け取りたいという方、その場合も先程言った本人証明のコピーがいるのかどうか。現物を持って行って見せて、印鑑を持っていけば、その場で1回で給付が受けられるというふうにできないものか。窓口の場合、1回行って認定されたものをまた持って2回行くことになると思うのです。それが1回で済むようにしていただきたいというふうに考えています。それから、コピーを一緒に送るというのがあるが、私も自然にコンビニへ行ってコピーをしている、でもこれを考えたら手間なんですよ。たとえばパソコンがあって印刷機があれば電子化してプリントアウトするという方法もありますが、コピーのために足を運ぶということに疑問がありましたので、何かそういうことが避けられるような、手間をなるべく省くような、そして給付を早く受けられるような工夫をニセコ町ではできないかというのが質問です。以上です。

○議長（猪狩 一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部 信幸君） マスクの部分について私のほうからお答えさせていただきたいと思います。ルピシア様からマスクを寄付いただきまして、大変ありがたく使わせていただくということで、今計画をしているところでございます。ルピシア様から寄付頂いたマスクの他にも、2か所からも寄付いただいております。それぞれ町内の飲食店や商店に配布すること、高齢者や妊婦の方、福祉関係、福祉会や社協等に配るということで考えております。ただ、ルピシアさんからいただいた分につきましては、職員にも使ってほしいということでいただいております関係から、一部

職員で使わせていただいて、他の分についてはそれぞれ必要な対象の方に配布するという予定で今進めているところでございます。

○議長（猪狩 一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本 契太君） 申請の関係でございます。まず記載例ということですが、議員ご指摘のとおりなかなか分かりづらいというのは確かかと思えます。先行してスタートしているところも含めて、様々な記載例を見ながら現在作り込みをしているところです。なるべく分かりやすいということを念頭に、工夫をしたいと存じます。それから、窓口でもよいということですが、こちらのほうもご指摘どおり、国のほうからも今回については郵送申請、もしくはマイナンバーによる電子申請の2種類を基本としてくださいということ連絡がきております。そこについては窓口での接触をなるべく避けると。そもそも今回の給付がそういうことが根っこにあるので、それを避けるために窓口での申請についてはなるべく避けてくださいということで、ニセコ町においても今のところの予定では窓口も設けますけれども、基本的には郵送申請と電子申請となります。そうは言っても電子申請のほうは、マイナンバーカードを持っている方はそんなに多くないでしょうから、主には郵送申請ということになるかと思えます。それから、できるだけ1回でということですが、お金の振り込みについては基本的には金融機関への振り込みとしておりますけれども、口座がないという方がなかにいらっしゃるようであれば現金でと。口座があっても現金でということについては、なるべくご遠慮願いたいと考えておりまして、事故のことも含め基本的には口座振り込みが一番安全性が高いので、そこをやらせていただきたい。そうはいうものの口座がない方については現金給付はいたしますが、この場合はどうしても2回来ていただくこととなります。その場で現金を受け取るということは手続き上できませんので、まず申請に来ていただき、もう一度現金を受け取りに来ていただくということをするしか仕方がないかなと思えますが、人数的にはそうたくさんはいらっしゃらないと思えます。コピーのために足を運ぶというところについては、先程も申し上げました窓口での受付はなるべく避けていただきたいですが、もし来られた場合については、たとえば通帳、免許証なり保険証なり持ってきていただければ、その場でコピーをして申請を受け付けるということは準備はさせていただきたいと思えます。それから、10年前にも同じようなスキームである時は1万2千円の給付金が交付されました。当時初めてだったものですから、窓口の受付に相当殺到するのではないかとということで準備はしましたが、実はほとんど郵送申請でございました。コピーをどこでとっているんだろうとか様々ありますけれども、ご近所の方なのか、親類の方なのか、そういうことも含めて、前回はほとんどの場合郵送申請で済んでいるという状況もありますので、窓口は設けますけれども殺到するということはおそろくないだろうと現状では考えております。以上でございます。

○議長（猪狩 一郎君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） ただ今の質問の中に、足マットの件があったので、経緯だけご報告させていただきたいと思えます。これにつきましては、前回狂牛病という病気が広く日本に蔓延したときに牛のウイルス対策ということで、当時牛舎に出入りするところ、役場の玄関など人が多く集まるところに置きましたが、足から感染することも多いと。報道でも靴の裏からという中国からの報

告がありましたので、農政課で在庫の確認をさせていただいたりしてきたところです。また、ヒアリングのなかで、飲食店の方からもぜひそういうものがあつたらありがたいということもありました。マットがあつたからウイルスすべて排除ということにはならないと思いますが、玄関先にそれがあることによって、手消毒など意識啓発につながるということを考えまして、在庫がある分買わせていただき配布させていただいたという経緯であります。また、マスクに関しては欲しい方ということではありますが、どういうふうに配布するかも難しいと思います。感染症の終息がなかなか見えないという状況でありますので、現在注文しているマスクも含め、今後さらに長引くことが相当予想されるようであり、かつ、お店での販売も全く少ないということであれば、別途ご指摘のようなことも検討していきたいというように考えております。

○議長（猪狩 一郎君） 高木議員。

○8番（高木 直良君） 今の状況のなかで、必要に感じている方にできるだけ迅速に求めていることが行き届く、それを行政側としてはぜひ想像し、今後の対応についてもやっていただきたいということを希望いたします。

○議長（猪狩 一郎君） よろしいですか。

○8番（高木 直良君） はい。

○議長（猪狩 一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤 うめ子君） 5番、斉藤うめ子です。2点お伺いいたします。足マットの件と特別定額給付金のことですが、今、足マットのこといろいろありましたけれども、もう消毒用足マット117枚を既存予算で購入してしまったとあるんですけど、私はもうちょっと検討できなかったのかなと思っています。希望者が多いということなので、もしこれから足マット云々ということがあれば、私はこういうこと考えているんです。店内とか入るときに、足マットで消毒するというのに対して、どれだけの効果があるのかなとちょっと疑問もありますし、そのくらいならちょっと手間だけでも靴を履き替えて、抗菌のスリッパにこの時期取り替える方法もあつたのではないかなと思っています。これからもっと欲しいというか、必要という方とか希望者があれば、こういう選択肢、履き替えるスリッパということも検討してもいいのではないかなと思っています。それからもう1点、特別定額給付金ですが、国民全員一律に10万円を給付するということですが、本当に困っている人とか、今すぐ困らない人だとか、なんとかやっていかれる人もいるわけですから、それに対して給付金、これは申請してもらえぬわけですから、申請しなければもらえません。それで前回の臨時給付金もそうだったんですけども、何人かの方と直接お話ししましたが、国の税金だから申請しない、本当は申請資格はあるけれども申請をしなかったという方もいました。今回もそういうお話も聞いています。申請をやめておくというお話も聞いています。ただ私はこれを機会に、もし申請を躊躇しているとか、やめるとかという方がいた場合に、いったん申請して受け取ったものはこういう寄付の方法があるということを町が案内とかお知らせしてもよいのではないかなと思っています。そうすると本当に困っている方たちの何かに回せるのではないかなと思っています。すけれども、そういうことも検討してはいかがかなと思っています。質問は以上です。

○議長（猪狩 一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 足マットにつきまして感染症対策として有効性はどこまでかという部分については、我々もはっきり確固としたものはございませんが、ただ国からの情報の中にも一つの感染症対策としては有効であるというように確認をしております。また、先程町長も申し上げましたとおり、そういうマットがあることによって対策、手洗いやうがい等を含めて、一緒に意識付けをしていくという部分でも必要ではないかと考えております。あと、スリッパ等とご指摘がありましたが、今回も飲食を伴う事業者等に配布しておりますので、たとえば商店や居酒屋、入口からなかなかスリッパに履き替えて云々という部分までは、こちらからは強制的に難しいのかなと考えております。ただ個人的に事業者でそういう対応をとることは一つの方法かなと考えております。以上でございます。

○議長（猪狩 一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本 契太君） 事務的なところをまず。今回の仕切りとしては所得等関係なく全ての方ということなので、このようなかたちで決まっているものを事務の担当としてやらせていただいているというのが一つ。ただ、特別定額給付金申請書のなかに、特別定額給付金を希望する、希望しないという欄がありまして、そこにチェックをかけるような申請様式となっておりますので、受け取らないということを選択するという選択肢もございます。その場合は単純に国庫に帰属することになりますけれども、皆さんそれぞれの考え方のなかで受け取らないとの選択肢も事務的にはございます。

○議長（猪狩 一郎君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） 定額給付金について寄付の方法もありますとお知らせをしてはどうかということではありますが、定額給付金をどう使うかは個人の皆さんのお考え次第だと思いますので、何か意図することをやること自体は、行政として適切ではないと私は考えておりますので、町としてやる考えはございません。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩 一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤 うめ子君） 先程の足マットのことですけれども、もう少し検討して、前の狂牛病のこととかあって一定の効果があるだろうということで、それをもう先に購入してしまったわけですけれども、でももう少しこれについて検討しても良かったのではないかと考えています。それで先程も申し上げたように、追加希望とかあればこういう選択肢もあるとか、それから足マットも数の限りがあるから、急いで購入したということをおっしゃっていましたがけれども、こういう他の履き替えるという場所もあると思うんです。居酒屋さんとかお店屋さんの中で、スーパーのようなところで履き替えるのは大変かもしれないけど、飲食店だったら履き替えるということも可能というか、選択肢もあったかと思うんですけれども。そのほうが私は衛生上効果があったのではないかなと思っていますので、今後また追加とか要望があれば、そういう選択肢も検討してもいいのではないかなと思っています。

○議長（猪狩 一郎君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） もっと検討したほうがいいとのことではありますが、これ以上検討する余地はない。感染症はスピード感が大事でありますので、危機管理をしっかりとやった一つだというこ



とでありまして、何か変なことをしたとは私は全く思っておりません。

○議長（猪狩 一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤 うめ子君） 町長、ただいまスピード感とおっしゃいましたが、決してこれはいまこれからでもこういうことがあるよということを同時にお知らせするという事は遅くなることではないかなと思っています。このマットを置いたのは、割と最近、いつかなと思っていますが、私の記憶では結構最近になってからだと思うので、それまでに結構時間があつたかと思えます。ですから、スピード感とおっしゃるんですけども、決して早いほうではなかったもので、もっと早くから検討することもできたのではないかなと、私はそういうふうに考えております。以上です。

○議長（猪狩 一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原 正男君） 1番、篠原です。何点かお伺いいたします。まず、先程から話題にあがっております足マットの件でございます。薬を塗布して、そこに足を載せると消毒効果がありますよということなのでしょうが、その有効期間はどのくらいあるのかということと、それ以降、たとえば町から消毒薬を配布してそれぞれの商店もしくは飲食業の方が各自で薬剤を注入することになるのかどうか、それをまず一つお伺いしたい。それから先程から議論になっておりますけれども、私はできることはどんどんやるべきだと思っております。ただ、やればいいということではなく、そのやった内容がしっかりと地に足がついているかということが大事だというふうに思います。いわゆる町内の90枚配布したところで、現在どのように使われているのかというのを、しっかり把握しているかどうかというあたりを確認しておきたいと思えます。また、公共施設においても、先程の説明においては役場等、綺羅乃湯にも設置しているとの説明があつたかと思えますが、役場のどこに設置しているのかお伺いしたいと思います。次に、10万円の給付について、給付事務に係っては申請行為でありますので申請内容に不備があつた場合、当然不受理となるのはわかるのですが、今回の事例は単に不受理とするのではなく、よりきめ細かく対応するというのが求められていると思えます。それで、書類上の不備をもって不受理としないで、さらに細かく対応するつもりはあるのかどうかお伺いしたいと思います。マスク配布については、公共用と妊産婦さんに配布するということがありました。町民の関心事は何枚配布してもらえるのか、もしくは何枚公共施設で使っているのか、その辺だと思っております。一定数量自由に使っているんだよという配布の仕方なのか、2枚までなんですという配布の仕方なのか、お伺いします。

○議長（猪狩 一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 1点目の足マットについてお答えいたします。有効期間はということですが、まずは今回、90件の飲食を伴う事業所さんに配布させていただきました。そのなかで、利用方法を含めて文書も一緒に配布させていただいております。マットに上がった時に湿った状態で上がるということで、消毒液については配布しておりません。本当は次亜塩素酸水を使うということが一番でしょうけれども、その代替えとしてキッチンハイター等、倍率を忘れましたが薄めて使ってくださいようにお話をさせていただいております。その後どのように使われているか、ご指摘のとおり必要な部分でございますので、今後進めていくなかで事業者の皆さんへも確認をさせていただきたいと思えます。実は配布したマットは2種類ありまして、よく玄関先にあるような薄手のカ

一ペットタイプ、いま役場でも玄関と裏の玄関に設置しております。もう一つは小さいタイプで緑色で足型がついたマットでございます。ただ厚みがあるのとちょっと柔らかいものですから、ある商店さんはお年寄りがつまづいたりするので、少し横にずらしてお年寄り対策もとっていただいている状況でございます。役場の地下から入るところにはこの緑色の足型がついたものを設置しております。いずれにしましても、今後利用状況、せつかく置くのですからしっかりとした感染対策ができるように、事業所さんへの聞き取り等していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（猪狩 一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本 契太君） 申請内容に不備があった場合の取り扱いということですが、議員ご指摘のとおり、きめ細かく対応してまいりたいと存じます。ちなみに、今回の申請書には昼間に連絡可能な電話番号を書き添えていただくということもでございます。それほど書き込むところもないので、ほとんどの場合は間違いないと思いますが、そうはいっても内容的にながしの不備、チェックをつけているが本当に給付金を受け取らなくていいのだろうかとか出てくる場合もあるかと思えます。その辺のところについては基本的には電話対応を含めて、きめ細かく対応してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（猪狩 一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部 信幸君） マスクの件ですけれども、高齢者の方に配る分と妊婦の方に配る分については、高齢者へは一人10枚を予定しているところでございます。妊婦の方につきましては50枚入りの1箱を考えているところでございます。社会福祉協議会や福祉会のつきまちは、箱でお渡しするようなかたちになりますので、何枚までというような制限はうちのほうでは特に設けているものではございません。社協、福祉会それぞれ、独自のルートで手配はしているのですが、そちらのほうが入らないということで、役場のほうへマスクはないかという要請があったので、うちからマスクをお配りするということで考えております。特に一人何枚というような決めではなく、お配りする中でやりくりしていただいているという状況かと思えます。以上でございます。

○議長（猪狩 一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原 正男君） 給付事務に係ってきめ細かくということでしたが、どうか町民に寄りそった給付事務をしっかりと行うようお願いをしたいということと、合わせてもう1点お伺いしたいのは、新聞報道等でご承知のことと思いますが、今回の給付事務に係って詐欺的な行為が報道されているので、ニセコ町においてもないという確証はありませんので、これらに対して予防的な対策はどのように考えられているかお伺いいたします。

○議長（猪狩 一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本 契太君） ご指摘の詐欺の部分については、私どももいろいろな告知をしていきたいと思えます。それから、先程副町長から申し上げた日程のなかで8日が申請書の配布予定ということですが、少なくともそこには詐欺注意チラシはきちんと折り込むと、それまでの間、広報、ラジオニセコ、ホームページ等で告知は常に心がけてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（猪狩 一郎君） 他に質疑はありませんか。梶原議員。

○4番（梶原 龍弥君） 4番、梶原です。今日、給付金のスケジュールをお聞きしましたが、個

人的な印象を含めて遅いかなという感じがしてしまいました。十分検討はされているとは思いますが、一番早くて19日支払いということで、これがもう1回遅れると26日になってしまう。割とクレジットカードの決済等その辺が五十日といわれる部分にまたいだりして、個人的にはスピード感が遅いかなという気がしてしまったんです。1週間で区切るということについて、1日1日待っているような方がおられると思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（猪狩 一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本 契太君） これについては、私どもの事務手続きとしてこのようにさせていただくのが、今の最大限と申し上げるしかないかなと思っております。毎日伝票をきって云々というのも確かにそのとおりですが、日常の部分と給付事務の部分については大量の振り込みということも含めて、相当錯綜することになりますので、それらの事故も防ぐという意味も含めて1週間に一度という振り込みの方法でやらせていただくということで決めさせていただいたところでございます。ちなみに今後の対応も含めて、いろいろなところの対応を伺っていくぶんには、これはどこと一緒にいいという問題でもないと思いますけれども、まあこのようなかたちが一般的かなと考えているところでございます。

○議長（猪狩 一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原 龍弥君） その辺は重々承知したうえで、今後はウルトラC的にやってくるような自治体も出てくると思います。ニセコ町は一般的と言われたのですが、先進的であって欲しいなと思っておりますので、見直しがきくようであれば早めていただけたらうれしいなと思ってます。

○議長（猪狩 一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本 契太君） 6月以降は週に2回とかできるかもしれません。今後の対応でということは考えさせていただきたいと思います。ただ、ご指摘の部分はそういう意味ではなくて、5月の時期がどのくらい早まるのかということだと思います。今の印刷の状況やシステム、この辺は一带で共同のところでシステム開発をしていただいているので、そのシステムのリリースの日にちであるとかを含めて、現状の対応が精一杯かなと思っているところでございます。

○議長（猪狩 一郎君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） 毎日でも振り込んだらというご指摘かと思いますが、どこもそうですが、いま出納閉鎖期といいまして、旧年度の支払いと新年度の支払いが並行して走っておりまして、私も一時会計管理者やらせていただきましたが、最も忙しい月でございます。担当ともいろいろ応援する仕組みを考えましたが、5月の出納閉鎖期が終わるまでは1週間に1回火曜日ということにさせていただいて、6月以降につきましてはもう少し回数を増やしてできるのではないかと。その趣旨におきましては、私どもも同じような考えですので、精一杯努力はさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（猪狩 一郎君） 他に質疑はありませんか。青羽議員。

○9番（青羽 雄士君） 9番、青羽です。定額給付金事業等については大体承知しているつもりです。ただ、この役務費の中の広告料、ラジオニセコで周知云々ということで69万3,000円を計上されています。14週分の周知です。経済対策ということであれば十分理解はできるのですが、たとえ

ば町の緊急連絡やこういった報告等については当然ラジオニセコとしての役目があるわけで、そこへ広告費として計上するのはいかななものかと。経済対策の一環として応援したいんだというのであれば、科目が広告費ではなく違う科目で対応したほうが理解できるのではないかなと思います。今後もあらゆることも想定されるので、その辺はどういうふうに考えているのか質問いたします。

○議長（猪狩 一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本 契太君） お金を支出する上で実際に分かりやすいところで広告費にあげさせていただいたということではありますが、経済対策ということではございません。先程も申し上げた部分で重複いたしますが、詐欺の注意の告知であったり、申請の手続きの細々したところとかなど丁寧に告知をさせていただくために、ラジオニセコに応援願うというかたちでやらせていただくということで今回予算を組ませていただきました。経済対策ということで位置づけたものでございませので、その辺は申し添えたいと存じます。

○議長（猪狩 一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽 雄士君） 過去の町の行事や緊急連絡、日々の連絡事項等に広告費ということで支出しているのならこういう指摘はしないのですが、このコロナ対策としてなぜラジオニセコへ広告費という名目で支出するのかが理解できないということを申し上げているだけです。そこをもう一度質問させていただきます。

○議長（猪狩 一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本 契太君） 行政から流すお知らせ等は、無料というかたちでニセコ町からの委託料、補助金に組み込んで実施しています。そういう意味からいけばそちらの委託料を増やすという方法もあったのかもしれませんが、今回については10/10の国からの対策があるものですから、一つのパッケージとして今回の補正の中に組み込ませていただいたと。日常では役場のお知らせについては無料と言いますか、委託料のなかで実施しています。特に今回のコロナに関することは、引っ張り出してここに再掲させていただいたと、そのようなイメージでございませ。その時に予算化した科目が手数料の中の広告費ということで予算を置かせていただいたということでございます。

○議長（猪狩 一郎君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） 今回の新型肺炎対策に係る特定給付金事業につきましては、国の事業として位置づけられておりまして、制度としては法定受託事務ということでもありますので、国の対策のPRをラジオニセコにお願いするということで、広告費ということになっております。通常の町の業務とは違うという位置づけで広告費、これは国の制度の中にもございませので、他のラジオ局へお願いすると同じようにかたちで位置づけさせていただきました。そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（猪狩 一郎君） よろしいですか。

○9番（青羽 雄士君） はい。

○議長（猪狩 一郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号、令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて、令和2年第3回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。ごくろうさまでした。

開会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (自 署)

署 名 議 員 高 木 直 良 (自 署)